

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年12月2日	大バス太平タクシー株式会社(法人番号1120001156159) 代表者野中康之	大阪府守口市金田町4丁目7番10号	本社	大阪府守口市金田町4丁目7番10号	警告	道路運送法第27条第3項	令和3年11月2日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【記録】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	0
令和3年12月6日	商都交通株式会社(法人番号3120001081628) 代表者三野文男	大阪府大阪市中央区瓦屋町3丁目4番19号	本社	大阪府大阪市中央区瓦屋町3丁目4番19号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和3年12月16日	吉野豊	大阪府大阪市		大阪府大阪市	輸送施設の使用停止(80日車)	道路運送法(以下「法」)第20条	令和3年7月16日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(法第20条)、(2)乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項、第4項)、(3)運賃届出、運賃変更届出違反【未届出、不当運賃收受】(タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項)	8	8